

神奈川県マンション管理士事業協同組合 事業案内

(略称 かながわマン管協)

〒221-0834 横浜市神奈川区台町7-2-602
ハイツ横浜6F

Tel&Fax 045-548-3250

E-mail info@mankan-kumiai.arrow.jp

ホームページ <http://mankan-kumiai.arrow.jp>



マンション管理士をご存知ですか？

マンション管理士は、平成13年8月1日施行された「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」(マンション管理適正化法)により、誕生した新たな国家資格です。

マンションの管理は、管理組合理事の方々が主体で行いますが、運営上の問題、例えば、長期修繕計画の企画や修繕積立金の見直し、管理会社の見直し、管理規約や使用細則などルールの見直しなど、取り組まなければならない問題はたくさんあります。マンション管理士は、これらの問題解決のために、管理組合の皆様へ助言・アドバイスすることを目的とし創設された資格です。

かながわマン管協の目的及び事業内容

かながわマン管協は中小企業等協同組合法により、平成20年1月神奈川県知事より設立認可(神奈川県指令金第610号)されたマンション管理士(事業者)の協同組合です。

建物の維持管理などのハード面から規約を守らない住民への対応などのソフト面まで、幅広い管理運営上の問題に対し、マンション管理士一人の力ではなく、複数のマンション管理士が力を合わせ、総合力を発揮し、皆様からのご要望にお応えするための組織です。

かながわマン管協は 例えるならば、**マンション管理の総合病院**です。

かながわマン管協のマンション管理士は

かながわマン管協に登録しているマンション管理士は、一級建築士、再開発コーディネーター、フィナンシャルプランナー、宅地建物取引主任者などのダブルライセンス保持者です。

・マン管協は、スキルアップ研修会を開催し、個々の管理士が相互に情報の交換と研究を重ねて、さらに能力の向上を目指すよう指導しております。

マン管協が皆様から直接お仕事を受けた場合

には、マン管協は、得意分野の異なる複数の管理士の力を合わせ、共同して業務を行います。

個々の管理士がお仕事を受けた場合

には、マン管協は、その管理士が業務を確実に完成することを一定の限度で保証し、万一完成できないときには、マン管協が代わって完成いたします。

定期相談会(初回無料)のご案内

- | | |
|-------|---|
| ◇日 時 | 平日 13時~16時(土・日・祝日や、左記時間以外でのご相談を希望される方は、申し込みの際に、お申し出ください。) |
| ◇場 所 | 神奈川県マンション管理士事業協同組合事務所
(横浜駅北通路西口徒歩6分、京急神奈川駅徒歩2分) |
| ◇相談内容 | 管理費及び管理会社見直しなど管理組合の運営、長期修繕計画の見直し、大規模修繕工事監修などの管理運営に係る相談 |
| ◇相談費用 | 原則、初回無料です。(内容により実費を戴く場合があります。) |
| ◇申込方法 | 電話・Fax・Mail等にて事前予約が必要です。 |